

## 平成32年度大学入試センター試験（H32.1実施）の利用に係る手続について①

大学がセンター試験を利用する場合、「大学入試センター試験実施大綱」に基づき、期限までに必ず文部科学省及び大学入試センターへの通知が必要。



○ 大学の手続き漏れや不備などによりセンター試験を利用できないケースが発生。

手続上の漏れや不備などにより、センター試験が利用できなくなると、受験生への影響だけでなく、大学での募集にも影響が及ぶため、十分な注意が必要です。

少しでも不明な点があれば、随時、文部科学省大学入試室へお問合せください。

### 【過去にあった手続き漏れの事例】

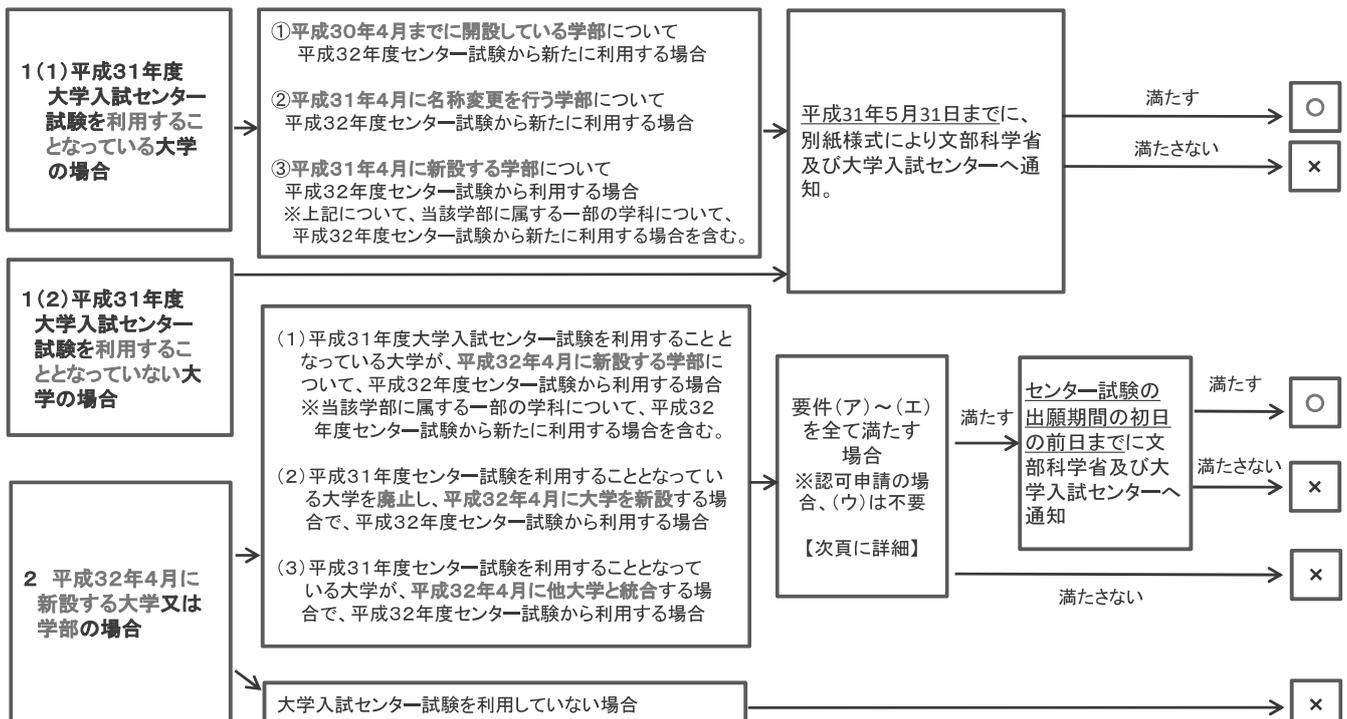
- 手続きの失念や不認知。（担当者の異動等により手続きが引き継がれていなかった等）
- 通知等の提出期限の誤認。
- 短期大学は手続きが不要と誤認していた。

1

## 平成32年度大学入試センター試験（H32.1実施）の利用に係る手続について②

### 手続きのフローイメージ

※このフローイメージは、センター試験の利用手続きをイメージしやすいよう作成したものです。確認する際は、必ず大学入試センター試験実施大綱を見ながら確認するようにしてください。  
※学部・大学の場合は学部、短期大学の場合は学科のことを指す。



2

## 平成32年度大学入試センター試験（H32.1実施）の利用に係る手続について③

平成32年4月に新設する大学又は学部（短期大学においては学科）が、平成32年度センター試験（H32年1月実施）から利用する場合の要件

（※以下（ア）～（エ）の要件をすべて満たすことが必要。）

（ア）：平成31年7月31日までに、「設置の手引き」によりPR活動を実施していること。ただし、PRの内容には、「センター試験の利用方法」及び「審査継続による保留等でセンター試験の利用ができなかった場合の対応」も含む内容となっていること。

（イ）：所属する地域の連絡会議に対し、センター試験を利用予定である旨を報告していること。

（ウ）：平成32年度センター試験の出願期間初日の前々日までに、設置届出を行った日から60日が経過していること。（設置認可申請の場合は、本要件は該当しない）

（エ）：平成32年度大学入試センター試験の出願期間初日の前々日までに、文部科学省及び大学入試センターに、（ア）～（ウ）を満たしていることを任意様式により報告していること。（センター試験の利用に係る別紙様式を文部科学省及び大学入試センターへ通知する必要があることに注意。）